福岡県新給与システムの開発及び運用保守に係る業務委託

業務共同参加者協定書（ひな型）

　（目的）

第１条　本業務共同参加者は、次の業務を共同連帯して営むことを目的とする。

（１）福岡県が発注する福岡県新給与システムの開発及び運用保守に係る業務

（２）前号に付帯する業務

　（名称）

第２条　福岡県新給与システムの開発及び運用保守に係る業務委託（以下「本業務」という。）に際し、共同で参加申請、又は契約しようとする者は、福岡県新給与システムの開発及び運用保守に係る業務委託共同参加者（以下「本業務共同参加者」という。）と称する。

　（構成員の住所及び名称）

第３条　本業務共同参加者の構成員は次とおりとする。

住所

商号又は名称

福岡県競争入札参加資格者番号

福岡県競争入札参加資格者名簿（物品）登録業種及びその格付け

住所

商号又は名称

福岡県競争入札参加資格者番号

福岡県競争入札参加資格者名簿（物品）登録業種及びその格付け

住所

商号又は名称

福岡県競争入札参加資格者番号

福岡県競争入札参加資格者名簿（物品）登録業種及びその格付け

　（構成員の代表者）

第４条　本業務共同参加者は、　　　　　　　　　　　　　　　を代表者とする。

　（代表者の事務）

第５条　本業務共同参加者の代表者は、本業務の実施に関し本業務共同参加者を代表して、以下の事務を行う。

（１）入札及び見積に関する事務

（２）保証金又は保証物の納付並びに還付請求及び領収に関する事務

（３）請負代金の請求及び受領

（４）本業務共同参加者に属する財産の管理に関する事務

（５）その他これらに付随する一切の事務

　（構成員の出資の割合）

第６条　各構成員の出資割合は次のとおりとする。ただし、本業務共同参加者について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資割合は変わらないものとする。

（構成員名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　％

（構成員名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　％

（構成員名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　％

２　金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

　（運営委員会）

第７条　本業務共同参加者構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の履行にあたるものとする。

　（構成員の責任）

第８条　各構成員は本業務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

　（取引金融機関）

第９条　本業務共同参加者の取引金融機関は　　　　　　銀行とし、代表者の名義により設けられた専用の預金口座によって取引するものとする。

　（決算）

第１０条　本業務共同参加者は、業務完成の都度、本業務について決算するものとする。

　（利益金の配当割合）

第１１条　決算の結果利益を生じた場合には、第６条に規定する出資割合により構成員に利益金を配当するものである。

　（欠損金の負担の割合）

第１２条　決算の結果、欠損金を生じた場合には、第６条に規定する出資割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

　（権利義務の譲渡の制限）

第１３条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

　（業務途中における構成員の脱退に対する措置）

第１４条　構成員は、発注者及び構成員前任の承認がなければ、本業務共同参加者が業務を完成する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して業務を完成する。

３　第１項の規定により構成員のうち脱退した者がある場合、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第６条に規定する割合に加えた割合とする。

４　脱退した構成員の出資金は、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５　決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益の配当は行わない。

　（業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第１５条　構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合において、前条第２項から第５項までを準用する。

　（解散後の契約不適合責任）

第１６条　本業務共同参加者が解散した後においても、本業務につき契約内容に適合しないものがあるときは、各構成員は共同連帯してその責めに任ずるものとする。

　（協定書に定めのない事項）

第１７条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　　　　　　　　　　　　　　　ほか　　者は、以上のとおり福岡県新給与システムの開発及び運用保守に係る業務委託共同参加者協定書を締結したので、その証拠としてこの協定書　　　通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

　　令和６年　　月　　日

　　（構成員の商号、代表者氏名）